

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 30 日現在

機関番号：32610
 研究種目：基盤研究(C)
 研究期間：2010～2012
 課題番号：22530374
 研究課題名（和文）
 コーポレート・ガバナンスにおけるソフトローのエンフォースメントについての研究
 研究課題名（英文）
 Corporate governance soft law enforcement research
 研究代表者
 田中 信弘 (TANAKA NOBUHIRO)
 杏林大学・総合政策学部・教授
 研究者番号：00245458

研究成果の概要（和文）：

コーポレート・ガバナンスと CSR におけるソフトローのエンフォースメントの形式とその有効性について調査分析を行った。コーポレート・ガバナンスについては、EU 諸国における「遵守か説明か」の原則の有効性について、現地聞き取り調査をもとにその意義を明らかにした。CSR については、国際 CSR 規格の有効性を、主としてグローバルコンパクトと OECD 多国籍企業ガイドラインに関して、事務局の訪問調査を踏まえて検討した。今後の研究課題として、ソフトローにより促された情報開示の内容をモニターする主体の影響力がエンフォースメントの有効性を考える上で重要であるとの含意を得た。

研究成果の概要（英文）：

This study has examined for both Corporate Governance (CG) and Corporate Social Responsibility (CSR) the soft law enforcement mechanisms and their respective effectiveness. In order to evaluate the contemporary situation the research team undertook field research of the EU and a number of its member states and clarified the significance of the “comply or explain” rule against the backdrop of the CG code. Further for CSR, the research team investigated by field visits a number of international CSR initiatives, such as Global Compact, OECD Multinational Enterprises Guidelines, amongst others, and their implications. The next step in the research is to analyze the substance and significance of stakeholder engagement in the expanding role of non-financial information disclosures through soft law affects.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	500,000	150,000	650,000
2011 年度	500,000	150,000	650,000
2012 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経営学・経営学

キーワード：コーポレート・ガバナンス、企業統治、CSR、EU、エンフォースメント、ソフトロー、「遵守か説明か」の原則

1. 研究開始当初の背景

コーポレート・ガバナンスをどのようにデザインすべきなのか。ハードローとソフトローの選択に関しての各国対応は多様であるが、近年、ソフトローの役割が注目されるようになってきている。イギリスのコーポレート・ガバナンス改革では、「遵守か説明か」の原則により上場企業の情報開示が拡充し、同様な仕組みがEU（欧州連合）全体のルールとして採用された。今後、世界の他地域においても類似のエンフォースメントが取られていく可能性があり、日本のコーポレート・ガバナンスや関連領域としてCSRの状況に対しても示唆を与えるものと考えられる。

2. 研究の目的

研究目的は大きく2つある。第1に、コーポレート・ガバナンスにおける情報開示規制として、ソフトローであるコーポレート・ガバナンス原則に対するエンフォースメントの手段として、「遵守か説明か」の原則に注目し、イギリスをはじめとする欧州の動向からその有効性を検討することである。その際、EU全体として同原則の意義や性質をどう評価したかを明らかにする。欧州の場合、個別の国の対応と共に、EU規制が各国に及ぼしているハーモナイゼーションの影響を眺めることも課題として重要である。

第2に、ESG情報の開示が拡充している近年の欧州CSRの動向および国際CSR規格に対するエンフォースメントの状況を明らかにすることである。コーポレート・ガバナンスの動向とあわせて、CSRの領域におけるリポーティングのエンフォースメントについても同様な問題意識を抱える。後者については、国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン、GRIガイドライン、ISO26000などのCSRイニシアティブの発達に注目し、それらに対する情報開示を中心とするエンフォースメントがどのような形でなされているかを明らかにし、その有効性について検討する。

コーポレート・ガバナンスとCSRの双方の領域で進展しているソフトローに対する情報開示を中心とするエンフォースメントに注目し、欧州を中心にその実態を眺めて日本の状況への示唆を導く。

3. 研究の方法

コーポレート・ガバナンスとCSRにおける情報開示を中心とするエンフォースメントについて各種の文献調査を行うとともに、欧州の関係機関として、政府関係当局、株主団体、経営者団体、労働団体、証券取引所、企業、NGO等の聞き取り調査と意見交換を通じて実態動向の把握に努めながら、研究目的の推進に努めた。

*これまでの主要な聞き取り調査先
(イギリス)

International Corporate Governance Network

Financial Reporting Council (FRC)

ロンドン証券取引所

Cass Business School コーポレート・ガバナンス研究所など

(フランス)

OECD 金融・企業局

Trade Union Advisory Committee to the OECD (TUAC) など

(ベルギー)

欧州委員会 域内市場総局

CSR Europe

NYSE Euronext Brussels

JBCE (在欧日系ビジネス協議会) など
(オランダ)

Global Reporting Initiative (GRI)

Eumedion、

NYSE Euronext Amsterdam

CREM など

(デンマーク)

Danish Commerce and Companies

Agency (CDDA)

Novo Nordisk

Confederation of Danish Industry

(ノルウェー)

Confederation of Norway Enterprise (NHO)

CSR Norway

Oslo Stock Exchange

(日本)

企業年金連合会

日本監査役協会

ジャスダック証券取引所

東京証券取引所

外務省経済局 OECD 室

グローバルコンパクト・ジャパン・ネットワークサムスンジャパン

NPO 法人フローレンスなど

4. 研究成果

第1に、「遵守か説明か」の原則に関する有効性をどう評価するか。EU諸国の動向を踏まえると、上場企業の情報開示が拡充するとともに、コーポレート・ガバナンス原則の各条項に対する遵守率が上昇する傾向を示した。したがって、同原則の意義は積極的に評価されており、EUとしては同原則を堅持していく方針を表明している。しかしながら、情報開示の質についての課題もある。いくつかの国においては、同原則の運用にあたってのガイドラインを作成する動きがあり（イギリス、フィンランド、ベルギー）、今後その効果を注視していくことも必要である。EU規制（主として指令）により、加盟国のコーポレート・ガバナンスは制度的な収斂が進行して

きており、EUの仕組みが世界各国に及ぼす影響も少なくないと考えられる。

この点についての我が国の状況は、さまざまな機関によって策定されたコーポレート・ガバナンス原則が単なるガイドラインとして提示されるにとどまり、何らかのエンフォースメントを伴うものでなかったところに特徴がある。海外諸国と一線を画する日本のコーポレート・ガバナンス対応については、いくつかの規範的議論も展開され、日本型コーポレート・ガバナンスのメリットを主唱する向きもある。しかしながら、この議論についてはなお一層の検討を必要としており、今後は東京証券取引所等の対応に注視しつつ、世界動向との接近や乖離について引き続き眺めていくことが課題である。

第2に、CSRの領域ではグローバル企業が準拠すべきCSR規格の影響が強まりつつある。本研究では、主に国連グローバルコンパクトとOECD多国籍企業ガイドラインのエンフォースメントの形式とその有効性について検討した。前者については、参加企業はグローバルコンパクト10原則への取り組みを毎年報告する義務があり、未提出企業には除名措置(delist)がとられる(除名企業はリストに掲載される)。また後者については、参加国に各国連絡窓口(National Contact Point: NCP)が設けられ、ガイドライン違反企業については通報のための手続きが用意されている。各国政府は問題解決に関与していくことが求められ、そのような事例も散見されるようになった。その場合、結果についてはNCPより声明がだされるなど開示内容が企業側に対して作用を及ぼすことになる。今後、それらイニシアチブとの相互連携を重視するISO26000やGRIガイドラインなどの動向をフォローしつつ、ステークホルダー・エンゲージメントの具体的な態様を明らかにすることでCSR規格のエンフォースメントの有効性に注視していくことが課題である。

このように、コーポレート・ガバナンスとCSRの双方の領域において進展しつつある情報開示のエンフォースメントの状況について実態を把握するとともに、今後は開示情報を利用する受け手側の対応を具体的に調査していくことで企業とステークホルダーとのエンゲージメントの実態とその意義について検討していくことが重要な研究課題として意識される。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計3件)

(1) 田中信弘「ソフトローとしてのCSR国際規格のエンフォースメント ―国連グローバ

ルコンパクトとOECD多国籍企業ガイドラインを中心に」日本マネジメント学会関東部会(成城大学)、2012年12月。

(2) 田中信弘「ソフトローとしてのCSR国際規格のエンフォースメント」日本経営倫理学会CSR研究部会(電力中央研究所)、2013年2月。

(3) 田中信弘「EUにおけるコーポレート・ガバナンスとCSRの動向について」日本経営教育学会関東部会報告(千葉商科大学)、2011年5月。

[図書] (計6件)

(1) 田中信弘・木村有里編『ストーリーで学ぶマネジメント ～経営管理「超」入門』文眞堂、2012年3月(1-1、1-5、4-6、計18頁)。

(2) 田中信弘「ドイツの企業統治と会社機関」佐久間信夫・鈴木岩行編『現代企業要論』創成社、2011年7月102-116頁。

(3) 田中信弘「企業の環境」齊藤毅憲編『新経営学の構図』学文社、2011年5月、65-89頁。

(4) 田中信弘「企業の社会的責任」と「企業の社会的責任論」佐久間信夫・田中信弘編、『現代CSR経営要論』創成社、2011年3月、3-40頁。

(5) 田中信弘「イギリスのコーポレート・ガバナンス」佐久間信夫・水尾順一編『コーポレート・ガバナンスと企業倫理の国際比較』ミネルヴァ書房、2010年4月、79-100頁。

(6) 田中信弘「M&A戦略と企業価値」佐久間信夫編『よくわかる経営戦略論』ミネルヴァ書房、2010年4月、96-107頁。

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

田中 信弘 (TANAKA NOBUHIRO)
杏林大学・総合政策学部・教授
研究者番号：00245458

(2)研究分担者

宮川 満 (MIYAGAWA MITSURU)
立正大学・経営学部・教授
研究者番号：30257167

ダイモン ドラモンド (DAMON DRUMMOND)
立命館アジア太平洋大学・国際経営学部・
准教授
研究者番号：30341613

(3)連携研究者

なし

研究者番号：